

鄧小平時代の中国の経済改革と経済成長¹

李 建平*

1. はじめに

中華人民共和国が建国された1949年から毛沢東が死去した1976年までは絶対的権威主義の毛沢東時代と呼ばれており、その間には、政治優先路線の下で、経済を活性化するために体制内の調整が認められたが、経済体制自体に対する改革が許されなかった。1976年9月に毛沢東が死去した後に、まもなく文化大革命を主導した「四人組」²が逮捕されたので、文化大革命が終結した。また、毛沢東の後継者とする華国鋒は、「二つのすべて論」³を主張して毛沢東の政治優先路線を継承しようとしたので、李先念、王震などの共産党の長老の批判的になり、次第に実権を失うようになった。それと同時に、文化大革命中毛沢東による批判で失脚した鄧小平は、葉建英、李先念など多くの中国共産党の長老らの支持を得るようになり、1977年に国務院副総理、中国共産党副主席などの要職に復帰した。

実は鄧小平の政治舞台への復帰がそれで3度目⁴となる。それまでの2度目と3度目の失脚は、いずれも政治優先の毛沢東路線と現実主義の鄧小平路線との対立によるものであった。1978年に第11期中国共産党中央委員会第3回総会において、毛沢東路線を堅持した華国鋒が権力中心から追放され、鄧小平が実際の最高指導者の地位が確立した。それから、鄧小平を中心とする中国共産党指導部は、毛沢東の政治優先路線を止め、経済建設を中心とする路線を決めたと同時に、経済体制の改革および対外開放の戦略を明確にした。それから、農村・農業改革や都市・産業改革など一連の

¹ 令和3年度専修大学研究助成（研究課題「中国の経済成長とその政策的要因」）による研究成果の一部である。

² 「四人組」とは、毛沢東の夫人の江青、張春橋、姚文元、王洪文という文化大革命を主導した4人のグループのことである。

³ 毛沢東の死後、その継承者である華国鋒が提唱した政治スローガンであり、「すべての毛主席の決定は断固守らねばならず、すべての毛主席の指示には忠実に従わなければならない」というものである。

*専修大学経営学部教授

改革、外資導入や市場経済体制確立などの政策によって、中国経済が迅速に回復し、成長していった。また、経済改革の進展や私有企業の経営への解禁によって、中国経済は1980年代半ばごろから高成長の軌道に乗っていった。

しかし、1978年からいままでの中国の経済改革は決して順風満帆ではない。その途中に、陳雲を代表とする保守勢力の抵抗があり、また、各時期における中国共産党の最高指導者や中国共産党指導部のメンバーの個人のキャラクターが異なるので、各時期の経済改革に関する政策も異なって、その政策に伴う経済成長のテンポも異なるのではないかと考えられる。したがって、中国の経済改革と経済成長について、1978～1997年という鄧小平時代、1998～2004年という江沢民時代、2005～2012年という胡錦濤時代、2013～現在という習近平時代に分けて見る必要がある。1978年から現在までの中国の経済改革と経済成長の内容が膨大過ぎたので、本稿は鄧小平時代にしばって書いたのである。ただし、鄧小平時代の途中の1989年に全国に政治民主化を求める学生運動が発生し、それは第二次天安門事件へと発展した。その事件による西側諸国の経済制裁や国内の陳雲を代表とする保守派の勢力の台頭によって、経済成長が減速し、鄧小平による中国の経済改革も一時頓挫した。1989年に鄧小平は名目上すべての要職から引退したが、実際にはなお中国の最高権力者であった。そのため、1992年の鄧小平の「南巡講話」によって、保守派勢力による巻き戻しが抑えられ、中国は再び鄧小平の改革開放路線の軌道に戻り、中国の経済改革が再開できたのである。鄧小平がすべての要職から引退した1989年から彼が死去した1997年までの間に、形式上、江沢民は中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席、国家主席という三つの要職に居座ったが、鄧小平はなお実際の人事や重大な意思決定権を持っていた。その間に、カリスマの指導者の鄧小平の監視の下で、江沢民を総書記とする中国共産党指導部は鄧小平による経済改革を継承し、実行していたのである。したがって、鄧小平時代について前期（1978～97年）と後期（1991～97年）にわけて考察した方がいいと思われる。本稿は、いままでの先行研究や中国政府が公表した文献を用いて、鄧小平時代の各時期の中国改革に関する政策を述べた上で、それによる経済成長のテンポを明らかにする。

2. 鄧小平時代の前期（1978～91年）

1978年に第11期中国共産党中央委員会第3回総会において葉建英などの中国共産党の長老らの支持で実際の最高指導者となった鄧小平は、次から次へと胡耀邦、趙紫陽、万里などの中国共産党の中の改革派の幹部を抜擢すると同時に、第11期中国共産党中央委員会第3回総会での改革の政策を実行させていった。1978年からの鄧小平による経済改革は、農村・農業改革から始まって、次に都市・産業改革や財政改革が実施され、また、対外開放のために沿海地域などで経済特別区が設置さ

⁴ 1933年に江西省瑞金県共産党書記を務めた鄧小平は、農村において農民によるゲリラ戦を主張する毛沢東路線に賛同するために、毛沢東路線と対立するソ連留学組が多数を占める共産党指導部によってすべての要職を剥奪された。建国直後から1966年までは、鄧小平は国務院副総理や中国共産党中央委員会総書記などの要職を務めたが、文化大革命が始まってから、1968年に毛沢東路線との対立で批判され、1969年に江西省南昌市のあるトラック製造工場に追放された。1973年に鄧小平は国務院副総理として復権したが、1976年4月に北京天安門広場で起きた北京市民の周恩来追悼デモが弾圧され、そのデモが反革命動乱と認定され、鄧小平はそのデモの首謀者とされて再び失脚した。

れたのである。

2.1 農村・農業改革

1978年経済改革は始まってから、農村の人民公社システムが批判され、その多くの弊害が指摘された。人民公社とは農業生産協同組合と地方行政機関を一体化した農業組織であり、そこは、一郷一社の規模を基本単位とし、末端行政機関であると同時に集団所有制の下に、工業、農業、商業等の経済活動のみならず、教育、文化さらには軍事の機能をもった。それは1958年に集団生産、集団生活を主とする共産主義の理想社会の実現を目指す毛沢東の指示で作られたものである。公社はフランス語の「コミューン」の中国語での訳語である。

人民公社において農作業は生産隊ごとに共同で行われた。1962年に、財産は公社管理委員会・生産大隊・生産隊の三級所有制として再編された。公社の管理委員会の所在地は鎮と呼ばれ、生産大隊は現在の行政村にあたる。一つの生産大隊には複数（三つぐらい）の自然村、一つの自然村には複数（二つ以上）の生産隊⁵があった。公社内に公共食堂・学校・風呂場などの施設も作られ、農民の生活のすべてが政府の規制を受けることになった。土地や大中型農機具などの生産要素の集団所有、農業の集団生産、所得の集団分配を基本とする人民公社において、農民には生産高から生産費、政府への税金などが控除された残余がそれぞれの労働時間に応じて分配された。形式上、農民は人民公社の主人公であったが、実際に農民の手には残余食糧、前近代的農機具および住宅しかなかった。このような人民公社システムに加えて、国家予算の重化学工業への傾斜政策によって農民の生産意欲が弱まり、農業生産の発展が他の国と比べてかなり遅れてしまった。

多くの中国の学者によって指摘された人民公社システムの弊害を整理して以下の4点になる。

- (1) 人民公社の集団生産においては、公社の社員（農民）は、頑張っても頑張らなくても同様な報酬を受けとっていた。その悪平等の原則の下で、社員の労働のインセンティブが沸かず、農業の生産性が向上しなかったわけである。
- (2) すべての人民公社の目的は公社の社員を食わせることであり、売れる農作物を作ろうという発想がなかったため、農業生産に関するイノベーションが生まれなく、中国全体の農業が発展しなかったわけである。
- (3) 人民公社の公共食堂においては、食べ物が共有であったため、節約やコスト削減などの意識が働かず、大量の食糧が無駄に使われた。
- (4) 公共食堂の制度によって、自分の家で家族と一緒にご飯を食べたいという農民の素朴な希望が無視された。

1976年に毛沢東の死と四人組の逮捕によって、文化大革命が実質的に終焉し、政治の春がやってきたところ、1975年以来四川省の党第一書記を務める趙紫陽は、人民公社の弊害を認識し、四川省で早くも1976年に一連の農業改革を試みた。1976年に彼の主導の下で、穀類生産優先政策を止め、多角経営を推進し、平等主義的分配を止め、豊作による増収分の農民への分配を実施するなどの政策によって、1977年に四川省の農業は大豊作を勝ち取った。1978年にさらに農民への自留地を大幅に拡大し、作業組別および家庭別の農業生産請負制を支持し、従来の人民公社の共同経営・共同労

⁵ 一般的に当時農村の生産隊は20～30軒の家庭で構成され、その下に三つの作業組が設置される。一つの作業組は5～6軒の家庭で構成される。

働を緩める政策を採った。それと同時に、万里が党第一書記を務める安徽省滁県地区の天長県・来安県・鳳陽県との三つの県において党の下部組織幹部や農民によって自発的に作業組別の生産請負制を実施されたので、それぞれのところの農作物の収穫が倍増した。1979年にその作業組別の請負制は、万里の支持を受けて、滁県地区のみならず、安徽省全地域に迅速に広がった。それによって、1978年の干害に遭遇した安徽省の経済は1979年に黒字に変わった。

1980年に安徽省などの農村で実施された生産請負制について、当時、全国において広い範囲に大きな論争が行われ、中国共産党の中には賛成派がいれば、反対派もいた。保守勢力による反対の理由はそれが社会主義のものではなく、資本主義のものである。それに対して、鄧小平は、生産請負制の実施によって中国農業を増産させることができるから、余計な心配が要らないと考え、「農村政策問題に関する談話」の中で農業請負制を明確に支持した。鄧小平の支持を受けて、1980年9月に中国共産党中央委員会は全国に「農業生産請負制の一層の強化と整備に関する通達」⁶をだした。それから、農業請負制は一気に全国に広がり、1981年の末になって、全国の農村において90%以上の生産隊に農業請負制を導入された。

1980年に全国において実施された農家生産請負制は、各農家が政府から土地の耕作を請け負って家庭別の自己責任で生産し、一定数量の農作物を国に納めれば、残余の農作物について農民が自由に処分できるという政策である。その土地の請負期間については、1984年までは中央政府から明確な政策が制定されておらず、請負期間は一般的に3～5年、請負期間の定めのないところも少なかつた。1984年中国共産党中央委員会一号文書によって、請負期間が15年と規定された。1993年に中国共産党中央委員会11号文書が公表され、そこでは1984年に定められた15年の請負期間が満了した時点からさらに30年延長することが規定され、その目的は農家請負制の長期安定化を図ることである。

農村に農家生産請負制が導入されると同時に、農産物の価格に関する改革も始まった。1979年6月に中国国家物価総局は北京で物価改革座談会を行い、そこで国家計画委員会顧問を務める薛暮橋が「物価の調整と物価管理体制の改革について」の講演をした。その会議で政府の農産物買付価格を大幅に引き上げることが決定された。1979年11月から、全国において、牛肉、豚肉、羊肉、玉子、家畜、水産品、野菜、牛乳など農産物の価格について以前より平均して30%引き上げられた。このような農産物価格の改革をスムーズに実施するために、政府は都市住民に物価手当を出した。

ところで、農村に家庭を単位とする農家請負制が実施され、農業が人民公社という集団の経営システムから分散する戸別の経営・システムへ移行されるに伴って、人民公社の行政機関と経済組織の合体の統制体制の非効率などの問題が多く、共産党内の幹部や学者に認識され、人民公社の体制がそのまま維持できなくなる。それを受けて、1982年第5期全国人民大会第5回の会議において憲法の修正案が可決され、人民公社の統制システムが否定され、人民公社の解体および以前の郷・鎮の行政機関の復活が決定された。1983年10月に中国共産党中央委員会と国務院は「政社分離の実施および郷政府の樹立に関する通知」を出し、1984年の年末までに全国の農村の人民公社の解体と郷政府の樹立という作業を完成させるよう求めた。

その結果、1983年の年末までに全国の農村でまず12,702の人民公社が、1984年の年末までにさらに39,838の人民公社が解体され、1985年に残りの249の人民公社も解体されて人民公社の解体作業

⁶ 中国語では关于进一步加强和完善农业生产责任制的通知となっている。

表1 1978-89年中国の主要な農産物と水産物の収穫（単位：万トン）

年度	食糧	綿花	油類	糖類	果物	水産物
1978	30,477	217	522	2,382	657	465
1979	33,212	221	644	2,461	702	450
1980	32,056	271	769	2,911	679	705
1981	32,502	297	1,021	3,603	780	1,427
1982	35,450	360	1,182	4,359	771	2,953
1983	38,728	464	1,055	4,032	949	3,281
1984	40,731	626	1,191	4,780	985	3,119
1985	37,911	415	1,578	6,047	1,164	3,383
1986	39,151	354	1,474	5,853	1,348	3,570
1987	40,473	425	1,528	5,550	1,668	3,706
1988	39,408	415	1,320	6,188	1,666	3,796
1989	40,755	379	1,295	5,804	1,832	3,955

注：(1) 食糧は米、小麦、トウモロコシ、豆類・芋類の農産物を指す。(2) 油類は落花生、菜種、胡麻からの油を含む。(3) 糖類はサトウキビ糖、テンサイ糖を含む。果物はリンゴ、柑橘、梨、バナナを含む。(4) 水産物は海からの水産物と川や湖からの水産物を含む。(5) データの出所：『中国統計摘要2021』。

は完了した。それに続いて、1985年に全国に83,182の郷と7,956の鎮が成立した。それと同時に、公社の下の生産大隊を行政村に、生産大隊の下の生産隊を村民小組に再編され、1985年に全国に940,617の行政村が設置された。そのため、農村の土地所有は、それまでの人民公社、生産大隊、生産隊の三級集団所有に代わり、村民小組の集団所有とされることとなった。その後、一部農村の村民小組の解消によって、その土地が行政村の集団所有に変わったところも少なくない。したがって、現在中国農村の土地は、原則として行政村または村民小組レベルの集団所有となっている⁷。

以上の農家生産請負制、農産物価格の調整、人民公社の解体など一連の農村・農業改革によって、農家の収入を農家の生産業績に関連付けるようになり、中国の農民の労働意欲が以前より大いに高まったので、農産物や水産物の収穫と農民収入の両方ともに向上し、農業経済の発展および農産物市場の活発化にかなえた（表1）。

2.2 都市・産業改革

以前の社会主義陣営の国々の共通の特徴は、皆ソ連に倣って中央集権的な計画経済体制を構築していたのである。その計画経済体制における国営企業のヒト、マネ、モノなどの経営資源がすべて政府に統制されており、また各国営企業の投資、生産、販売などの計画がすべて政府によって作成され、その利潤に対する分配も政府によってコントロールされていた。国営企業経営の重要な意思決定権が政府に集中し、政府の指令によって動く国有企業の経営者は、単なる国家公務員のような存在となるので、積極的に経営や技術の革新のインセンティブを持たない。国営企業の経営非効率や経営不振の根本的な原因は政府と企業が一体となる構造にある。多くの大中型の国営企業が都市部に分布していたので、都市改革の急務が政府・企業が一体となる構造を改革することによって国

⁷ 河原（2019）P.2を参照されたい。

営企業の経営効率を高めることであると認識された。1978年から国営企業の経営効率性を高めるために、段階的に以下のような改革の政策が実施された。

(1) 経営自主権の拡大と価格改革 (1978～84年)

1978年10月に四川省の重慶鋼鉄公司、成都継目無鋼管廠、寧江機械廠、四川化工廠、新都化学肥料廠、南充鋼鉄廠という六つの国営企業を対象に、全国で国営企業の経営自主権の拡大に関する最初のテストを行った。その経営自主権の拡大は、国営企業の経営者に利潤の一部を留保し、留保する利潤を従業員の報酬や生産規模の拡大に使う権限を与えることを意味する。

1978年12月第11期国共産党中央委員会第3回総会で国営企業の経営者や従業員の積極性を引き出すために政府から企業へより多くの経営自主権を委譲すべきという政策が決定された。四川省政府は、その政策に応じるために1979年1月にさらに100社の国営企業を経営自主権の拡大のテストの対象とした。そのテストの結果を表2および表3に示している。表2によると、1979年末に経営自主権拡大のテストを行った84社の国営工業企業の平均生産高伸び率、平均利潤伸び率、平均上納利潤伸び率はともに全四川省の国営工業企業のそれらより高かった。また、表3によると、そのテストを実施した国営商業企業の平均売上高伸び率、平均利潤伸び率、平均上納利潤伸び率もすべて全四川省の国営商業企業のそれらより高かった。このテストの結果は、経営自主権拡大による国営企業の改革で国営企業の経営効率を高めることができることを示唆すると考えられる。

1979年7月に国務院は、四川省の国営企業に対する経営自主権拡大のテストのやり方を踏まえて「国営工業企業の経営管理自主権の拡大に関する若干の規定」を制定し、全国でその経営自主権拡大のテストを行うことに決定した。それから1980年末にかけて全国の6,000社以上の国営企業ではそのテストが実施された。その規定の主要な内容は以下の通りである。

①国営工業企業は、政府計画を完成した後に生産能力に余裕がある場合に委託加工の業務を引き受けることができ、また、その製品の販売について国内商業・対外貿易などの企業に委託することもできる。

表2 1979年四川省84社の国営工業企業への経営自主権拡大のテストの実績

	平均生産高伸び率	平均利潤伸び率	平均上納利潤伸び率
84社の国営工業企業 (A)	14.69	33.02	18.97
全四川省国営工業企業 (B)	11.68	26.13	14.16
A-B	3.01	6.89	4.81

データの出所：田 (1980) の P.50。

表3 1979年四川省の国営商業企業への経営自主権拡大のテストの実績

	平均売上高伸び率	平均利潤伸び率	平均上納利潤伸び率
テストの国営商業企業 (A)	22.97	41.22	34.29
全四川省国営商業企業 (B)	16.58	34.53	29.58
A-B	6.39	6.69	4.71

データの出所：田 (1980) の P.50。

②国営工業企業に利潤留保制度を導入し、各産業の企業の実情に沿って、利潤留保の割合を決める。企業は、その留保資金を用いて投資ファンド、従業員福祉ファンド、従業員奨励ファンドを設置する。企業の減価償却費を徐々に高め、その大半を企業内に留保することができる。企業は、政府の許可を得た上で、自社製品を輸出することができ、それによって得た外貨を一定の割合で企業内に留保することができる。また、研究開発に使う利潤の一部を企業内に留保することもできる。

③国営工業企業の運転資金は銀行からの借入に依存する。

④国営企業の人事権を拡大する。企業の最高責任者がなお政府によって任命されるが、その最高責任者は企業の各部署の設置や中間管理職の任命の権限をもつ。以前より生産・技術革新・販売・分配・人事における企業の経営者の裁量権を拡大する。

中央政府は、以上の経営自主権を拡大させると同時に、国営工業企業には1982年に中国共産党指導下の工場長責任制、1984年に工場長単独責任制を導入した。それらによって、国営企業の工場長の経営管理の裁量権がさらに拡大できた。そして、政府は国営企業に労働者代表大会制を導入し、労働者の企業経営への参加権などの確保を図り、1984年末までに全国に約21万の国営企業に労働者代表大会を設置させ、その設立率が78%にも上った。また、1979年に国営企業に対して計画の枠を超えた分の製品を自由に販売することが許可され、一部の国営企業に対しては自主生産・自主販売も認められた（滕（2016））。

経営自主権拡大による国営企業改革は、国営企業の経営者および従業員の働く意欲を高め、また経営者および従業員の所得を増やすことができた。ただし、その分政府への上納利潤が減少し、政府の財政が徐々に厳しくなった。そのために、1980年の初頭に山東省では利潤留保制から利潤請負制へ改められる改革がいち早く実施された。利潤請負制は、国営企業が政府に上納すべき利潤の目標を達成すれば、残りの利潤について、そのすべてを企業にするかまたは政府と企業が一定の比率で分け合うことができるが、もし国営企業が赤字をだし、政府に上納すべき利潤の目標を達成できない場合には、企業の自力でその目標の利潤額の不足分を補う制度である。この利潤請負制は、中央政府に評価されたので、迅速に全国で普及し、1981年8月に65%の全国県レベル以上の国営企業がそれを採用した（許（1999））。

1985年に第12期中国共産党中央委員会第3回総会で商品価格に対する改革が決定され、1985年3月に国営企業が計画外で生産した製品に対する価格規制を廃止し、価格改革を始めた。その改革を成功させるために、1985年に中国社会科学院の数人の若手研究者が提案した二重価格制が採択された。その主要内容は、既存の計画内の製品が計画価格に基づいて供給されるが、計画外で生産された製品を生産者が市場価格で販売し、計画（定量・定価）による供給で不足したものを消費者が自由市場で購入し、また生産の拡大に伴う市場での取引分の増大につれて、計画価格を徐々に改革し、市場価格へ収斂するというものである。その二重価格制の下で、国営企業は計画外の製品を市場価格で販売することが認められた。

価格改革の過程において共産党および政府の幹部は特権を利用して割安な計画価格で入手した中間財や部品などを割高な市場価格で闇市場に売り出すという腐敗問題が氾濫した。これは「官倒」⁸と呼ばれていた。この腐敗問題が国民の不満を引起し、社会の不安定の原因になったが、全体的に

⁸ 政府や共産党の幹部やその親族が、自ら国営企業を運営することや国営企業の経営者との親密な関係を利用して国営企業の製品を横流ししたりして物価をつり上げ不当な利益を得ることを指す。

みると、その政策は国民に大きなショックを感じさせずに価格改革の目標に達したといわれている。例えば、食品価格改革が国民の生活に大きな影響を及ぼさず進められたことによって、1992年に食糧や食用油の配給制度が全面的に廃止された。

(2) 利改税の改革（1983～90年）

上述の利潤請負制には利潤が少ない企業や赤字をだした企業に適用できなく、また利潤留保ができる企業でもその利潤留保率が低いとのような問題があった。そのため、1983年から国营企業を対象に「利改税」の改革が実施された。「利改税」とは国营企業の利潤上納が国营企業所得税に改められることである。「利改税」の改革は、1983年の第1段階と1984年の第2段階という2段階に分けて行われた。

1983年6月に実施された第1段階の「利改税」の改革は、大中型国营企業と小型国营企業に対して異なる方法で税金を徴収するのである。利潤を上げた大中型国营企業に対して、55%の所得税を徴収し、納税後の利潤について、一定の比率で政府と企業によって分配されるのである。ただし、政府に上納する利潤について、逓増請負制による上納、固定比率による上納、調節税による上納、定額請負制による上納という四つの上納方式が設けられた。

利潤を生みだした小型国营企業には、八つのランキングの累進所得税を徴収され、一番低いランキングの所得税の税率が7%、一番高いランキングの所得税の税率が55%となる。一般的に納税後の利潤は小型国营企業に留保できる。ただし、政府は比較的利潤が多かった小型国营企業に一定の請負管理費を徴収する。

利潤率が薄かった国营企業に対して、主に二つの利潤請負の方式が制定された。(a)定められたノルマ利潤を請負い、そのノルマ利潤を超えた分の利潤について政府と企業で分け合うのである。(b)そのノルマ利潤を逓増させていくように請負い、毎年定められたノルマ利潤を超えた分の利潤について企業に留保するかまたは政府と分け合うのである。利潤率が極めて薄く、また、増収の可能性が低い国营企業に対して、定められたノルマ利潤を請負い、そのノルマ利潤を超えた分の利潤が企業に留保できるが、そのノルマ利潤をあげなかった分について自力で解決するのである。

赤字の国营企業に対して、定額補助金制が実施され、その定額補助金を超えた経営損失は自力で解決し、政府が補足しないが、その定額補助金を超えた経営収入は企業に留保するかまたは政府と分け合う。

第1段階の「利改税」の改革の結果、1983年国营工業企業が上げた利潤について61.8%が政府に上納され、38.2%が企業に留保された。つまり、国营工業企業は上げた利潤の大部分を政府に上納した。この段階の「利改税」の改革においては税金上納制と利潤上納制が併存していたので、利潤を上げた企業は所得税を上納した後、残りの利潤についても、逓増請負制による上納、固定比率による上納などの形で政府に納めなければならない。したがって、国营企業のうち、上げた利潤が多ければ多いほどより多くの利潤を政府に上納しなければならないことから、経営業績のよい企業と経営業績の悪い企業の実質の企業所得の差があまり大きくなかったのである。そこで、この改革によって国营企業の経営者および従業員に与えるインセンティブがかえって弱かったのである。

そのため、1984年10月に第2段階の「利改税」の改革は行われた。第2段階の「利改税」の改革は、税金上納と利潤上納の併存制を廃止し、完全な徴税制を実施するのである。そのために、既存の国营企業所得税および調節税のほかに、増値税（付加価値税）、製品税、営業税、塩税、資源税、

都市管理建設税、不動産税、都市土地使用税、車船使用税という9種の新たな税目が設けられた。第2段階の改革は具体的に以下のように実施された。

①12種の工業製品に対して増値税（付加価値税）を徴収される。国内の工業製品に対する増値税について中央政府と地方政府はそれぞれ50%ずつを取る。ただし、海外から輸出してきた工業製品に対する増値税はすべて中央政府の財政収入になる。その12種工業製品以外の工業製品および農産物に対して製品税を徴収される。増値税および製品税を徴収する際に、実際の製品の価格や国民の生活に対する密接度などの要因を考慮してそれぞれの税率を決めるべきとされる。例えば、市場価格が比較的高く利潤率が高い製品に対する税率を他の製品より高く設けることができる。ただし、国民生活に密接に関連している紡績業などの製品に対する税率を他の製品より低く設けることもできる。

②商業や他のサービス業に対して営業税を徴収される。

③鉱業については、価値が高い鉱物を採掘している企業に対して資源税を徴収される。先に石油、天然ガス、石炭などを採掘している企業を対象に資源税を徴収されるが、他の鉱物に対してしばらくの間に資源税を徴収されない。

④都市管理建設税、不動産税、都市土地使用税、車船使用税という四つの税目は第2段階の「利改税」の改革の後期に地方政府によって徴収される。

⑤利潤を上げた大中型国営企業に対してその利潤の55%の比率で所得税を徴収され、残りの利潤について調節税を徴収される。

⑥利潤を上げた小型国営企業に対して新たな八つのランキングの累進所得税を徴収され、一番低いランキングの所得税の税率が10%、一番高いランキングの所得税の税率がなお55%となる。納税後の利潤は一般的に企業に留保できる。比較的利潤が多かった小型国営企業に一定の請負管理費を徴収するところは第1段階と同じである。ただし、小型国営企業に対して調節税を徴収されない。

⑦利潤率が薄かった国営企業および赤字の国営企業への対応は第1段階と同じである。

「利改税」の改革は期待通りの国営企業の経営効率を高める効果が得られなかったのである。その原因は主に以下の三点である。

①神野（1993）の分析によると、利潤を上げた大中型国営企業に対して、企業所得税を徴収されてから、残りの利潤についてさらに調節税を徴収された後の剰余は「利改税」以前の留保利潤とそんなに変わらないものになるので、国営企業にとってはインセンティブとならないということである。

②多くの産業分野に対する価格統制の下ではすべての大中型国営企業に対する所得税を統一の税率の制定は合理的ではないのである。例えば、石油、石炭などエネルギー産業や化学肥料など農業に密接に関連する産業の国営企業は長い間に低価格政策に抑えられた。それに対して、電器産業などにおける国営企業は、政府の価格統制を受けず、その製品が市場の需給による価格で販売することができた。したがって、このような価格体系の下で、国営企業の利潤は必ずしも努力によるものと言えない⁹。

③前述の一部分の産業に対する価格統制の下ですべての大中型国営企業に55%の所得税を課するのは、一部分の国営企業に過重な納税負担となり、それらの企業経営も圧迫されたわけである¹⁰。

⁹ 許（1999）P.7とP.25を参照されたい。

「利改税」の改革と同時に、国営企業が固定資産投資や技術開発のための借入への返済には税引前の利潤を利用することが政府に認められたので、国営企業による住宅建設などへの投資ブームが全国に起きた。その投資ブームはインフレを更新させると同時に、大量の建築材料などが国営企業の本業の生産コストに計上されたので、政府への納税率を大幅に低下させたのである。

以上の原因によって、1988年に「利改税」の改革が中止した。

(3) 税利分流の試行

税利分流は、経営請負責任制の実施時期に経営請負責任制に対する改革案として提出されたものである。その目的は、国営企業の利潤のうち政府へ上納する分について所得税上納と利潤上納に分けられることによって利潤分配の規範化を図ると同時に、すべての企業形態の企業には統一の所得税を徴収されることによって、公平な市場メカニズムの形成を促進することである。その具体的内容は以下である。

①政府は、すべての企業形態の企業に対して、同様な税率の所得税を徴収すると同時に、国営企業に対する調節税を廃止した。また、政府は、企業への税負担を軽減させるために、所得税の税率を従来の55%から35%に引き下げた。それによって、国営企業への平等な競争環境が構築できると考えられる。

②納税後の国営企業の利潤について、A. 企業への留保、b. 銀行などからの借入に対する返済、c. 政府への上納という三つの部分に分けられる。それによって、より多くの資金が国営企業に留保でき、国営企業の経営自主権が以前より拡大され、国営企業の経営者や従業員を努力させるインセンティブが強化されるのであろう。

③銀行借入への返済について、以前の税引前利潤の利用から税引後利潤の利用に改められる。それによって、企業の自己資本を超えた銀行借入の膨張が抑えられ、銀行融資が合理的に配分するようになると考えられる。

税利分流は、1988年に重慶市の242社の国営工業企業を対象にテストが行われた。1990年末になって、そのテストはさらに全国の25地域の一部の国営企業を対象に行われたが、当時の不況によって経営が悪化していた企業にとっては、負担とリスクの政策がきつすぎたので、一般に歓迎されなかったのである¹⁰。

以上の「利改税」および税利分流の試行はいずれも期待どおりの効果が得られなかったが、それらの改革は、そのあとの完全租税化の実現のための必要なテストとしての意味があると思われる。

(4) 経営請負責任制の導入（1987～91年）

上述した一連の国営企業改革は主に国営企業の経営自主権の拡大のために行われたものである。それによって、国営企業の経営者の経営インセンティブが大いに刺激されたが、公有制や計画経済体制の制約によって、期待された損益自己負担や自主経営権の達成がなお困難である。そこで、1987年から国営企業の改革の重点は徐々に所有権と経営権の分離を図る改革に移されていった。所有権と経営権の分離を実現するために、1987年に経営請負制が導入された。

¹⁰許（1999）P.7を参照されたい。

¹¹鄧（1989）のPP.25-26および川井（1996）のP.4を参照されたい。

1986年の国務院会議での「企業改革の深化と企業活力増強に関する決定」によって1987年に経営請負責任制が一部の国営企業で試行された。1988年の国務院の「全人民所有制工業企業経営請負責任制暫定条例」によってそれが全国で実施された。

経営請負責任制とは、企業と政府の間で、企業が作り出した利潤の配分の仕方について前もって請負契約で明確に決定されるものである。利潤に関する請負契約の内容は以下の通りである。

①政府に上納する利潤の基準枠、その基準枠を超えた部分に対する上納の割合、および基準枠を超えた利潤が多いほど、企業への留保率も高いことを決めておく。

②政府に上納する利潤の基準枠だけを決めておく。

国営企業が自らの努力によって獲得した収益の一部を自らの判断で投資や従業員の報酬にまわし、企業の経営業績に基づいて経営者の報酬が決定されることができるようになり、経営者や従業員の働く意欲を強めることができた。

しかし、政府とそれぞれの国営企業との請負契約の内容には恣意的なものが多いことや、請負期間中に経営者が短期的行動を取りがちになる問題の発生から、それは国営企業の経営不振問題の抜本的な解決方法になれなかった。

2.3 財政改革

1979年に始まった国営企業の経営自主権拡大という改革によって、国営企業に留保する利潤が増加すると同時に、政府の財政収入が減少し、政府の財政が悪化した。1980年から、中央政府の財政収入を保障し、地方政府に収入増加・支出節約を促進するために、それまでの統一収入・統一支出という単一財政制度を止め、財政請負制が導入された。財政請負制とは、地方政府によって徴収される財政収入のうち中央政府への一定の上納額を請負額とし、残りは地方政府に留保できるという制度である。当初、その狙いは地域経済が成長するところの地方政府の財政収入も増加し、その自由に使える資金も増加するので、それを投資にまわしさらなる地域経済振興に努めるインセンティブを高めることである。

1980年に北京・天津・上海の三つの中央直轄市が依然として統一収入・統一支出という単一制に近い方式を実行する以外、その他の省と自治区では財政請負制が実施された。さらに1988年に「地方が財政請負を実施する方法に関する国務院の決定」にしたがって、全国37の省・自治区・政令都市において全面的に財政請負制が実施された。ただし、地域によって、請負方法が異なっていた。以下ではそれぞれの地域で実施された請負方法を述べる。

(1) 財政収入逓増請負

この請負制のやり方としては、1987年の地方政府の決算で確定した財政収入と財政支出をベースに、ここ数年の財政収入増加状況を参考にして、各地方政府の財政収入逓増率と留保・上納比率を制定する。その逓増率以内の財政収入について、決まった留保・上納比率にしたがって、中央と地方で分ける。その逓増率を超える財政収入のすべては地方に留保できる。もし地方の財政収入がその逓増率に達しなければ、地方は自分の財力で補足する。この請負制は全国の10の地域で実施されていた。ただし、地方財政収入逓増率と地方留保比率が地域によって異なっていた。具体的に、北京市には4%と50%、河北省には4.5%と70%、遼寧省（瀋陽市と大連市を含まない）には3.5%と58.25%、瀋陽市には4%と30.29%、ハルビン市には5%と45%、江蘇省には5%と41%、浙江省

(寧波市を含まない)には6.5%と61.47%，寧波市には5.3%と27.93%，河南省には5%と80%，重慶市には4%と33.5%となっていた¹²。

(2) 総収入額割分請負

総収入額割分の請負制の具体的なやり方としては、最近2年の財政収支状況を踏まえて、それぞれの地方政府の財政支出がその財政総収入に占める割合を算出し、それをもって各地方の留保と中央への上納の比率を確定する。この請負制は、北京市、安徽省、天津市の三つの地域で実施され、その地方留保比率がそれぞれ46.5%、87.55%、77.5%となっていた。

(3) 総収入額割分プラス増加割分請負

この請負制は、上述の総収入額割分請負制による各地方の留保と上納の比率に、実際の地方収入の対前年比の増加部分に関する留保と上納の比率を加えるものである。これは大連市、青島市、武漢市の三つの都市で実施され、各都市の総収入額割分による留保比率と増加割分による留保比率がそれぞれ27.74%と27.26%、16%と34%、17%と25%であった。

(4) 上納額通増請負

この請負制は1987年に中央に上納した地方財政収入をベースにして、毎年一定比率でその上納を通増させていくものである。これは、広東省と湖南省で実施され、それぞれの通増率が9%、7%となっていた。

(5) 定額上納請負

定額上納請負制とは以前に裁定された地方の財政収入と財政支出をベースにして、その支出を超えた収入の部分によって、その上納額を確定するものである。これは上海市、山東省、黒竜江省で実施されていた。それぞれの上納額は、上海市が105億元、山東省が2.89億元、黒竜江省が2.99億元であった。

(6) 定額補助制

定額補助制とは以前に裁定された地方の財政収入と財政支出をベースにして、その収入を超えた支出の部分に基づき、その固定補助額を制定するものである。これは、吉林、江西、陝西、甘肅、福建、内モンゴル、広西、チベット、寧夏、新疆、貴州、雲南、青海、海南、湖北（武漢市を含まない）、四川（重慶市¹³を含まない）の16の地域で実施されていた。ただし、そのうち、武漢市はその毎年財政収入の4.78%を湖北省に、重慶市はその毎年財政収入の10.7%を四川省に上納し、つまり、その両者は中央政府のために一部分の補助金を分担していた。

¹²ここでの瀋陽市、大連市、ハルビン市、寧波市は中国語で計画単列市と呼ばれ、日本の政令指定都市に相当するものである。

¹³重慶市は1997年に中央直轄市に昇格したが、それまでに四川省によって管轄された都市であった。

2.4 金融システム改革

1949年に中国は、ソ連にならって中国人民銀行が中央銀行と商業銀行の機能を兼ねた単一銀行とする金融システムを構築した。1978年改革開放が始まってから、ソ連のような単一金融システムの弱点が認識された。1979年に国務院の指令に基づいて、中国農業銀行は中国人民銀行から分離して農業金融業務を扱う専門銀行として復活し、中国銀行は中国人民銀行から分離して独立の外国為替専門銀行となった。また、中国建設銀行は中国人民銀行から分離して固定資産投資への貸付を扱う専門銀行として再建された。1984年に国務院は、中国人民銀行を中央銀行の機能に専念させると同時に、新たに設立した中国工商銀行がそれまでに中国人民銀行が扱っていた商工貸付業務と都市貯蓄業務を担当することを決定した。

他方、経済体制改革や経済発展を促進し、競争的な金融市場を構築するために、1986年に国務院は、交通銀行を再建することを決定し、1987年に再建された交通銀行は国務院が直轄する国有商業銀行として営業を開始した。また、深圳市政府、広東省政府、福建省政府の三つの地方政府と国務院が管轄する招商局集団有限公司と中国国際信託投資会社の二つの大手国営企業に商業銀行の営業許可書を発行して、1987年に北京市では中信実業銀行、深圳市では深圳発展銀行、招商銀行、1988年に広東省広州市では広東発展銀行、福建省福州市では興業銀行が設置された。

それと同時に1981年に中央政府は、国有銀行による国有企業への資金割当から貸し出しへの転換を行い、財政と金融の分離という改革を始めた。1983年に国有企業の流動資金管理制度の改革が行われ、もともと政府の財政部門と銀行の両方による管理される国有企業の流動資金が中国人民銀行だけに管理されるようになった。その改革によって、財政と金融が分離し、国有銀行が中国経済発展のための主要な資金提供者になったのである。

以上の金融の改革によって、中国では国有専門銀行と多数の他の形態の国有銀行が併存する銀行システムが形成され、それぞれは全国の各地域において迅速に営業の店舗を設置していった。それによって、銀行が金融仲介の機能を果たし、全国の民間に存在する膨大な遊休資金が各銀行に貯蓄されるようになったので、民間の預金者は社会固定資産の形成や各形態の企業の大きな資金提供者となり、中国経済の成長が大いに促進された。

2.5 対外開放と経済特別区などの設置（1980～88年）

1978年に毛沢東路線を堅持した華国鋒が権力中心から追放された後に、実際の最高指導者となった鄧小平を中心とする中国共産党指導部は、以前の経験を踏まえて、鎖国が中国経済の発展を阻むだけであり、何の得にもならないことを深く認識した。また、韓国、台湾、シンガポール、ホンコンのアジア NIES が先に外向型経済を發展させ、それから経済全体の高度成長を推し進めた経験に倣い、対外開放の方針を採ることを決定した。1980年5月に中国共産党中央委員会と国務院は、「広東、福建の両省の会議紀要」を承認し、8月に広東省の深圳市、珠海市、汕頭市、福建省のアモイ市という四つの都市に「経済特別区」を設置することを決定した。

経済特別区は、税制面の優遇、100%外資企業の認可、外国資本進出のための環境整備をもって経済発展の呼び水にしようというものである。政府はその特別区内の各種の企業の自社用貨物に対し輸入関税と商工統一税を免除し、海外から輸入した商品に対しても輸入関税と商工統一税の50%減税を実施した。特別区で生産された商品の区内での販売にも商工統一税を50%減税した。

1984年にさらに大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広

州、湛江、北海の14の都市が沿海開放都市と指定され、それぞれのところで経済技術開発区が設けられ、そこでの企業は経済特別区に類似する優遇を得ることができる。

1985年にさらに長江デルタ、珠江デルタ、福建南部のアモイ・漳州・泉州地域および胶東半島、遼東半島を経済開放地域にすることが確定された。

1988年に中央政府は海南島を広東省から分離させ、海南省として昇格させると同時に、そこを経済特別区と認定した。

こうした一連の対外開放の政策は成功し、華僑資本や欧米資本が安価な労働力と優遇政策に惹かれて、経済特別区に押し寄せた。1987年10月第13期中国共産党全国大会では、元総書記趙紫陽は経済特別区による沿海地域発展の現実を受けて「沿海地区経済発展戦略」を提起し、その後、長江沿岸、内陸部諸都市へと拡大させる「全面的・多元的開放戦略」へと発展していった。それで、中国沿海地域や長江沿岸などの内陸地域において全面的な対外開放が展開された。それらの地域の対外開放によって、多くの外資企業が中国に誘致され、それは各地域自体の経済発展を促進するのみならず、全国の経済発展への促進効果をも生み出した。

しかし、1980年代後半に経済改革の加速に伴って、経済過熱とインフレが起き、国民生活の不安定の状態に陥った。また、価格改革のための二重価格制の実施によって、計画価格と市場価格の間

表 4 1978～97年の中国の GDP

(単位：億元)

年度	GDP	実質指数 (1978年 = 100)	対前年 実質成長率 (%)
1978	3,678.7	100	11.7
1979	4,100.5	107.6	7.6
1980	4,587.6	116.0	7.8
1981	4,935.8	122.0	5.1
1982	5,373.4	132.9	9.0
1983	6,020.9	147.3	10.8
1984	7,378.5	169.6	15.2
1985	9,098.9	192.4	13.4
1986	10,376.2	209.6	8.9
1987	12,174.6	234.1	11.7
1988	15,180.4	260.4	11.2
1989	17,197.7	271.3	4.2
1990	18,872.9	281.9	3.9
1991	22,005.6	308.1	9.3
1992	27,194.5	351.9	14.2
1993	35,673.2	400.7	13.9
1994	48,637.5	453.0	13.0
1995	61,339.9	502.6	11.0
1996	71,813.6	552.5	9.9
1997	79,715.0	603.5	9.2

データの出所：『中国統計年鑑』2021年版、『中国統計摘要』2021年版

表5 1978年～97年の中国の1人当たりGDP

年度	1人当たりGDP (単位：元)	実質指数 (1978年=100)	対前年 実質成長率 (%)
1978	385	100	10.2
1979	423	106.2	6.2
1980	468	113.1	6.5
1981	497	117.3	3.8
1982	533	126.0	7.4
1983	588	137.6	9.2
1984	702	156.4	13.7
1985	866	175.1	11.9
1986	973	187.9	7.3
1987	1,123	206.5	9.9
1988	1,378	226.0	9.4
1989	1,536	231.9	2.6
1990	1,663	237.5	2.4
1991	1,912	256.0	7.8
1992	2,334	288.8	12.8
1993	3,027	325.1	12.6
1994	4,081	363.4	11.8
1995	5,019	398.9	9.8
1996	5,898	433.9	8.8
1997	6,481	469.1	8.1

データの出所：『中国統計摘要』2021年版

で大きなギャップが生まれたので、共産党・政府の幹部またはその親戚や側近は国営企業から割安の計画価格で入手した製品を割高の価格で市場に販売して、簡単に暴利を得ていた。そのような転売には権力が深く関わっていたので、「官倒」（官製転売）とも呼ばれている。1986年に共産党の一人独裁や共産党の幹部の腐敗に対して不満である学生たちによる民主化運動が起きた。

1982年から信教や言論の自由化など一連の政治改革を推進していた中国共産党総書記の胡耀邦は、学生たちによる民主化運動に寛容的な姿勢を採ったことで王震など党内の保守派の長老たちに批判された。また、彼は、1985香港の雑誌『百姓』¹⁴の記者陸鏗のインタビューで、自身が進歩派と表現されたことに反対せず、中国共産党中央軍事委員会主席には用が無いと発言したため鄧小平の不興を買った。したがって、1987年1月16日の中国共産党中央委員会政治局拡大会議で胡耀邦は総書記を解任された。胡耀邦の後任として改革派のメンバーである国務院総理の趙紫陽は総書記に選任されたが、趙紫陽の後任として保守派のメンバーである国務院副総理の李鵬は国務院総理に指名された。

失脚後の胡耀邦は政治局常務委員に留まったが、党内改革を呼びかけたので、1987年11月の第13期中国共産党中央委員会第1回総会で政治局員に降格となった。1989年4月8日の政治局会議にお

¹⁴中国語の百姓は日本語の庶民に相当する。

いて胡耀邦は熱弁を振るった直後、心筋梗塞のため倒れ、一旦は意識を取り戻したが、2回目の発作を起こし、4月15日に死去した。その後、胡耀邦を追悼し民主化を要求する学生デモは起きた。五・四運動の70周年記念日にあたる1989年5月4日に約10万人の北京の学生・市民が天安門広場でデモや集会を行い、第二次天安門事件（六四天安門事件）¹⁵へと発展した。ここで趙紫陽総書記も学生運動に同情的な姿勢をとり、鄧小平ら長老の武力鎮圧路線に反対したことで失脚した。趙紫陽の後任として上海市共産党委員会の書記であった江沢民は、中央の指導部に抜擢され、中国共産党総書記を引き継いだ。これで鄧小平は胡耀邦、趙紫陽という二人の子飼いでもある改革開放の旗手を更迭したことになった。

1978年に鄧小平の指導体制の下で、以上の農村・農業改革、都市・産業改革、財政改革、金融改革、対外開放など一連の改革によって、文化大革命によって破壊された中国経済が迅速に回復し、さらに1982年に高度成長の軌道に乗り、それから1988年までに中国のGDPは11%以上の高成長率を維持した（表4）。それと同時に中国の1人当たりのGDPも年々増えていった（表5）。

しかし、第二次天安門事件後、趙紫陽をはじめとする改革派の政治家の多くが失脚したことによって、陳雲を代表とする保守派の勢力が台頭し、経済改革を批判し始めた。また、第二次天安門事件による西側諸国からの経済制裁や1988年後半からの中央政府による経済調整・引き締め政策がさらに強化されたため、経済は減速した（表2）。1978年からスタートした改革開放路線は暗礁に乗り上げ、経済改革も一時的に頓挫した。

3. 鄧小平時代の後期（1992～97年）

1989年11月に鄧小平は中国共産党中央軍事委員会主席のポストを江沢民に譲ったと同時に、すべての公職から退いた。しかし、軍内の將軍の多くが彼の部下であり、特に彼に60年以上もついた部下の1人である楊尚昆が当時なお軍事委員会筆頭副主席のポストに居座り実権を握っていた。したがって、名目上すべての公職から引退した後の鄧小平は1997年死去するまでになお事実上の中国共産党の最高実力者の地位を維持した。鄧小平の本音からは、中国共産党の政権を動揺させる民主的な政治改革を絶対にしたくないが、鄧小平自分自身のもっとも大きな遺産としての経済改革への批判や妨害も同様に許さない（ノートン（2015））。したがって、第二次天安門事件後の経済低迷などの問題を経済改革に擦り付け、市場経済化をメインとする経済改革を非難する保守派の勢力の台頭を抑えるために、鄧小平は1992年1月～2月に「南巡講話」を行った。それによって、中国が再び改革開放路線の軌道に戻され、中国では社会主義市場経済路線が確立したので、その後の分税制の導入、金融システム改革の深化、国有企業改革の深化、外国為替管理体制の改革との一連の経済改革および全方位・多面的開放戦略の実施ができたのである。

3.1 南巡講話と社会主義市場経済体制への転換

1992年1月から2月にかけて、鄧小平は、中国南部の武漢、深圳、珠海、上海などの地方都市を

¹⁵1976年4月5日に北京市の天安門広場において、同年1月8日に死去した周恩来追悼のためにささげられた花輪が中央政治局の指示によって撤去されたことに激昂した民衆は警察や軍人と衝突し、政府に暴力的に鎮圧された事件であり、1989年6月4日に起きた六四天安門事件（第二次天安門事件）と区別するため、第一次天安門事件とも呼ばれる。

視察し、それぞれの視察先において中国での改革開放路線は100年も堅持し、これから改革開放を加速させると同時に全面的に市場経済化すべきだという旨の発言を繰り返した。中国南部視察際の鄧小平の一連の発言は「南巡講話」と呼ばれている。それによって、保守派勢力による巻き戻しが抑えられ、中国は再び鄧小平の改革開放路線の軌道に戻った。

1992年の鄧小平の南巡講話を受けて、同年11月の第14期中国共産党中央委員会第3回総会では「社会主義市場経済体制の構築における若干の問題に関する決定」が採択された。それによって、中国では社会主義市場経済路線が確立し、1992年から社会主義市場経済体制への転換が本格的にスタートした。社会主義市場経済体制とは政治を集権とし、経済を市場とする社会体制のことである。それは中国共産党が作り出した独自の言葉であり、当初、西側の経済学者には、社会主義と市場経済は論理的に矛盾であり、成功するはずがないといった議論が多かったが、管理された市場経済との意味では、多くの国でも見られることである。資本主義市場経済と社会主義市場経済の両者の違いについては、その後の中国での公有部門の役割低下と私有部門の発達という状況を見ると、中国の社会主義市場経済は、共産党政権下における市場経済とも考えられる。

3.2 分税制の導入

1993年12月の「分税制の財政管理体制の実施に関する国務院の決定」にしたがって、1994年1月に全国に分税制が導入された。その分税制とは、税金を中央税、地方税、(中央・地方の) 共管税と区分し、それに応じて、国家税務局と地方税務局を設置し、国家税務局は中央税と共管税を、地方税務局は地方税を徴収する制度である。その目的は、中央政府の財政収入源を確保すると同時に中央政府のマクロ・コントロールや資源再配分の能力を強化することである。

国防費、武装警察の経費、外交および対外援助、中央政府の行政管理費、中央管轄のインフラ建設、中央管轄企業の技術革新と新製品の製作への補助、地質調査、中央財政による農業補助、中央政府によって負担する国内外の債務に対しての元金の一部返済と利払い、中央政府によって負担する司法機関の支出および文化・教育・衛生・科学などの事業費に必要な税金が中央税とされる。中央税の税収源は、消費税、関税、税関代理徴収の消費税と付加価値税、中央管轄企業が上納する所得税と利潤、鉄道部門・各銀行と各保険会社の本社が上納する税金と利潤(営業税、所得税、利潤、都市建設税を含む)などである。

地方政府の行政管理費、司法機関の支出、武装警察の経費の一部分、民兵事業費、地方管轄のインフラ建設、地方管轄企業の技術革新と新製品の製作への補助、農業補助、都市管理建設、地方の文化・教育・衛生などの社会事業の発展に必要な税金が地方税とされる。地方税の税収源は、営業税(鉄道部門・各銀行と各保険会社の本社が上納する営業税を含まない)、地方管轄企業が上納する所得税と利潤(上述の銀行の地方支店、外国の銀行とノンバンク金融機関からの所得税を含まない)、個人所得税、都市の土地使用税、固定資産投資方向調整税、都市維持保護建設税、不動産税、車船使用免許税、印紙税、家畜屠殺税、農牧業税、耕地占用税、契約税、遺産税および贈与税、不動産取引付加価値税、国有資産有償譲渡収入などである。

経済発展に直接関係する税金を中央と地方の共管税とされる。中央と地方が共管する税金には、付加価値税、資源税、証券取引税がある。付加価値税について、中央は75%、地方は25%をとる。資源税は異なる資源の品種ごとに区分されてよいが、大部分の資源税は地方収入とされる。ただし、そのうちの海洋石油資源税は中央収入とされる。証券取引税について中央と地方はそれぞれ50%ず

つをとる。

分税制が導入された後、中央税、共管税、地方税の徴収については、国家税務局は中央税と共管税を、地方税務局は地方税を徴収する責任をもつ。共管税のうちの地方に属する部分は国家税務局によって地方政府の金庫に直接預け入れられる。また、「税制の統一、税負担の公平、税制の簡素化、合理的分権」の原則に基づいて、国内企業所得税（33%）と個人所得に対する累進税率（4～45%）を統一し、流通税、付加価値税、消費税が新たな税種として導入された。

分税制の導入によって、中央政府の財政収入源を確保すると同時に中央政府のマクロ・コントロールや資源再配分的能力が強化された。それと同時に、地方政府の税源が明確にされ、その税収も以前より増加し、各地域経済を振興するための資金源が確保できたので、それから、各地域経済発展が大いに促進されたと思われる。

3.3 金融システム改革の深化

1979年からの一連の金融改革によって、中国人民銀行が中央銀行としてのマクロ・コントロールの機能を強化すると同時に、中国銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、中国工商銀行という4大国有銀行がそれぞれの専門銀行の業務を担うようになった。しかし、1979～94年に、国家の政策的金融業務は主にその4大国有専門銀行によって扱われていたのである。また、そこには、中央と地方の財政収入の不足を補うためにそれらの銀行が利用される問題や中央と地方による行政介入の問題などが存在していた。そのために1993年の「金融体制改革に関する国務院の決定」に基づいて、1994年にその4大国有専門銀行から政策金融の機能が分離されると同時に、国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行が政策金融機関として設置された。その3大政策銀行はともに国務院によって直接管轄されるものである。それから、その4大国有商業銀行が国有商業銀行としての業務に集中でき、政策的金融業務が国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行によって担当されるようになった。

他方、中国の金融市場を更なる競争的な市場にするために、1992年に国務院は、上海市政府と中国光大集団株式会社、中国首鋼集団株式会社の二つの大手国有企業に商業銀行の営業許可書を発行して、北京市では中国光大銀行、華夏銀行、上海市では上海浦東発展銀行が設置された。1995年に華夏銀行は、株式制銀行として独立し、中国光大銀行は初めて外国金融機関の株式を導入した商業銀行となった。また、1994年の国務院の「中華人民共和国外資金融機構管理条例」の公布によって、外資金融機関の中国進出に関する規制が緩和され、外国金融機関の中国の金融ビジネスへの進出が加速した。1991年に中国市場に参入した外国金融機関がわずか47社であったが、1998年になってそれが178社までに増加した¹⁶。

1992年の大手国有企業への商業銀行の営業許可書の発行、1994年の外国金融機関の中国進出への規制の緩和による多数の外国金融機関の参入によって、中国の金融市場が以前より競争が激しくなったので、それは企業の資金調達に有利になったと思われる。

3.4 国営企業から国有企業への転換と国有企業改革の深化

1993年3月に、改正された憲法によって、国家所有の企業を国営企業から国有企業へ名称が変更

¹⁶ 藤（2016）P.178を参照されたい。

された。国有企業は、国がその所有権を、企業がその経営権を持つ企業のことである。それは、それから政府が直接国有企業の経営に関与しないことを意味する。

1980年代の国営企業の経営効率を高めるための一連の改革は、従来の公有制の枠組の中で行われたため、企業経営への行政の干渉、国有企業の経営非効率、政府と企業の財産所有権関係の不明確などの問題が未解決のままであった。そのために、1993年11月に第14期中国共産党中央委員会第3回総会で現代企業制度の導入という新たな国有企業改革の方針が示された。その目的は、国有企業の財産権関係が明らかで、国有企業の権限と責任が明確で、行政と企業の役割がはっきりと分離することである。その内容は主に以下の5点である。

- (1) 国有企業の財産権関係を明らかにする。国有企業のうちの国有資産の所有権が国家に属するが、企業は国家を含むすべての出資者の投資によって形成された法人資産を保有し、民事権利を有し、民事責任を負うのである。
- (2) 国有企業の企業法人の権益と責任を明確にする。企業法人は、その法人資産を持って、法律に基づいて自主経営、損益自己負担を行い、国家への税金を納め、出資者に対し、企業資産の価値の保持と増大の責任を負う。
- (3) 出資者の権益と責任を明確にする。出資者は企業に投資した資本額に応じて、所有者としての権益、つまり、資産による受益、企業の重大な政策決定および経営者の選択などの権利を享受する。企業が破産した場合、出資者は企業に投資した資本額のみに応じて、企業債務に有限責任を負い、企業は全法人資産を持って、その債務に有限責任を負う。
- (4) 国有企業の目的は主に市場のニーズに応じて生産や経営活動を行い、労働生産性や経営効率を高めることである。政府は企業の生産や経営活動に直接関与しない。企業は市場の競争原理に基づいて、長期赤字を出し、債務弁済ができない場合、法律にしたがって破産する。
- (5) 科学的な企業組織管理制度を設計し、所有者と経営者と従業員の三者の利害関係をうまく調整し、インセンティブと制約のある企業統治の体制を構築する。

1993年12月に第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で会社法が可決され、国有企業は現代企業形態を採用することができるようになった。会社法では、国有独資産会社を出資者の単一性、出資者の国有性、出資者の有限責任および経営の国家独占性の特徴を持つものと規定されている。会社法に基づいて、所定の条件を備えた企業で、投資主体が単一である場合には有限責任会社の特殊形態である国有独資会社の形態に再編することができる。そのほかの国有企業は有限責任会社または株式会社に再編することができるようになった。それによって、以前の曖昧な関係であった国家と企業の資産権・経営権の関係が、所有権をもつ国家と経営権をもつ国有企業という明確な関係に転換する。会社法の施行によって中国は先進諸国の企業制度と共通する現代企業制度の導入ができた。

1994年11月から中央政府としての国務院は100社、各地方政府は2500社以上の国有企業を選定し、それらの国有企業で現代企業制度の導入を試み、会社法で定められた会社形態への移行を始めた。1997年に発足した朱鎔基内閣は国有企業の有限責任会社・株式会社への転換を積極的に推進し、2001年末までにその転換がほぼ完了した。

1995年9月に中国共産党第14期中央委員会第5回総会では「中国共産党中央委員会の国民経済と社会発展の95計画および2010年遠景目標の制定に対する提案」が可決され、そこでは「抓大放小」（大手国有企業を掴まえ、中小国有企業を放す）という国有資産の戦略的再編の方針が決定された

(李 (2019))。

1996年から国務院筆頭副総理朱鎔基の指導の下で、国有企業に対して所有権と経営権の分離、行政と経営の分離、株式制の導入などの改革を積極的に図られると同時に、「抓大放小」の戦略も実施された。それは、トータル10万社以上の国有企業のうち、約1,000社の自動車や石油や鉄鋼など重点産業における大手国有企業には資金や政策の面で集中的に支援し、国有制を維持したままでその活性化を図るが、それ以外の国有企業に対しては徐々に合併や売却で整理していくというものである。

表 6 1995～98年企業形態別の企業数の変化

単位：万社

年度	国有大企業 (万社)	国有中小企業 (万社)	私営企業 (万社)
1995	221	534	65
1996	216	501	82
1997	208	447	96
1998	184	374	120

出所：『中国工商行政管理統計集』

表 6 に示したように、国有企業に対する「抓大放小」が実施された1996年から国有大企業と国有中小企業の企業数はともに急速に減少していったが、それに対して、私営企業の企業数は速やかに増えていった。その原因は、急成長の私営企業が①株式制に転換した国有企業の一部の株の取得、②破産した国有中小企業の資産の買収、③国有企業との吸収合併によって国有企業の改革に関わっていたところにある (李 (2019))。

3.5 外国為替管理体制の改革

1993年11月に第14期中国共産党中央委員会第3回総会で以前の為替管理体制を改め、市場需給を反映する管理変動相場制および全国統一の為替市場を構築し、經常取引における人民元の交換性を徐々に実現させるという為替管理体制改革の方針が決定された。それを受けて、1993年12月に国務院から「更なる為替管理体制の改革に関する通知」¹⁷が公表された。それに沿って、1994年に人民元レートについて計画貿易に適用される「公定レート」と自主貿易に適用される「市場レート」という二重レートから「市場レート」への一本化、上海での中国為替取引センターの設置、外貨留保制度の撤廃、全国統一の銀行間の為替取引市場の構築などの改革が実施された。1996年12月に中国政府はIMF (International Monetary Fund, 国際通貨基金) 協定第8条を受け入れ、經常取引における人民元の自由交換性を実現させた。それは、中国がすべての貿易外取引を含む (資本移転を目的としない) 經常的な国際取引のための支払いなどに制限しないことおよび差別的通貨措置や多重為替相場制度をとらないことを意味する¹⁸。

¹⁷ 中国語の原文は「關於進一步改革外匯管理体制的通知」である。

¹⁸ 滕鑑 (2016) pp. 179-180を参照されたい。

3.6 沿海地区経済発展戦略から全方位・多元的開放戦略へ

1992年の鄧小平の南巡講話は、それまでの華南を中心とした沿海発展戦略から改革開放を長江沿岸、内陸部、国境地区まで拡大する全面的開放戦略へと発展させた。つまり、沿海部だけのI字型発展から、長江を加えた横T字型発展戦略への転換である。

とりわけ重要なのはT字が交差する上海を中心とした長江デルタ地域である。上海市に江蘇、浙江両省を加えた長江デルタは、中国最大の先進工業地域であり、その潜在能力は広東省を中心とした華南経済圏を上回る。さらに沿岸部の安徽、江西、湖北、湖南、四川の各省を加えれば、人口4億を抱える中国最大の経済圏が成立する。

その長江経済圏をリードするビッグ・プロジェクトが、上海浦東開発であった。中国最大の都市である上海市は、長らく長江の支流である黄浦江の西側（浦西）を中心に発展し、東側の浦東地区は長い間、取り残されてきた。1990年4月に、中国共産党中央委員会、国務院によって中国国内最大の経済開発区に指定され、浦東開発は中国最大の国家プロジェクトとなった。鄧小平の南巡講話以後にその開発が加速し、1990年代の以降の上海と上海を起点とする長江沿岸地域発展の牽引車となった。

鄧小平時代後期に1992年の鄧小平による南巡講話によって、陳雲を代表とする保守勢力の台頭が抑えられ、再び改革開放路線の軌道に戻った中国では社会主義市場経済路線が確立した上で、分税制の導入、銀行システムの改革、国有企業改革の深化、外国為替管理体制の改革との一連の経済改革および沿海地区経済発展戦略から全方位・多元的開放戦略への転換ができた。したがって、1992年から97年までの間に、中国経済は平均して11%以上の高度成長ができたのである（表4）。それと同時に中国の1人当たりのGDPも急増していき、1997年の1人当たりのGDPは1988年のその4倍以上に達した。

4. むすび

1977年に鄧小平は中国共産党内の葉建英、李先念など多くの中国共産党の長老らの支持で再び中国の政治舞台に戻り、1978年にさらに中国政治の実権を握り、実際の最高指導者の地位が確立した。それから、鄧小平を中心とする中国共産党指導部は以前の毛沢東の政治優先路線を否定して、改革開放の路線を決定し、計画経済体制を改める経済改革を開始した。

鄧小平時代の前期（1978-91年）には、農村・農業改革、都市・産業改革、財政改革が実施され、また、対外開放のために沿海地域などで経済特別区が設置された。農村・農業改革の措置としての農家生産請負制の実施、農産物価格の調整、人民公社の解体によって、農家の収入を農家の生産業績に関連付けるようになり、中国の農民の労働意欲が以前より大いに高まったので、農産物や水産物の収穫と農民収入の両方がともに向上し、農業経済の発展が大いに促進された。都市・産業改革の措置としての国営企業経営自主権の導入およびその拡大によって、国営企業が自らの努力によって獲得した収益の一部を自らの判断で投資や従業員の報酬にまわし、企業の経営業績に基づいて経営者の報酬が決定されることができるようになり、経営者や従業員の働く意欲が以前より強まった。財政改革の措置としての財政請負制の導入によって、地域経済が成長するところの地方政府の財政収入も増加し、それをその地域社会固定資産への投資にまわす資金も増えたので、その地方政府のさらなる地域経済振興に努めるインセンティブが高まったので、中国地域経済の発展が大いに促進

された。金融システム改革においては、まず、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行という4大国有商業銀行を中国人民銀行から分離させ、中国人民銀行を中央銀行の機能に専念させることができた。次に、交通銀行の再建、招商局集団有限公司と中国国際信託投資会社という二つの大手国営企業、地方の深圳市、広州市、福州市への商業銀行の営業許可書の発行によって、国有專業銀行と多数の他の形態の国有銀行が併存する銀行システムが形成され、それぞれは全国の各地域において迅速に営業の店舗を設置していった。それによって、銀行が金融仲介の機能を果たし、全国の民間に存在する膨大な遊休資金が各銀行に貯蓄されるようになったので、民間の預金者は社会固定資産の形成や各形態の企業の大きな資金提供者となり、それが中国経済の成長を促す役割が大きかったと考えられる。対外開放のために、沿海地域などで多数の経済特別区の設置や外資企業に対する優遇政策の実施によって、華僑資本や欧米資本が安価な労働力と優遇政策に惹かれて、経済特別区に押し寄せた。それは、各地域自体の経済発展を促進するのみならず、全国の経済発展への促進効果をも生み出した。

鄧小平時代の前期において、一連の経済改革によって、文化大革命によって破壊された中国経済が迅速に回復し、さらに1982年に高度成長の軌道に乗り、それから1988年までに中国のGDPは11%以上の高成長率を維持することができた。

しかし、1989年に第二次天安門事件が発生した。その後に、趙紫陽をはじめとする改革派政治家の多くが失脚し、陳雲を代表とする保守派の勢力が台頭した、また、第二次天安門事件による西側諸国からの経済制裁や1988年後半からの中央政府による経済調整・引き締め政策がさらに強化されたため、経済は減速し、1978年からスタートした改革開放路線は暗礁に乗り上げ、鄧小平による経済改革も一時的に頓挫した。

1992年の鄧小平の「南巡講話」によって、中国が再び改革開放路線の軌道に戻され、保守派の勢力が抑えられたので、1992年に中国では社会主義市場経済路線が確立した。したがって、鄧小平時代の後期（1991-97年）の分税制の導入、金融システム改革の深化、国有企業改革の深化、外国為替管理体制の改革および全方位・多元的開放戦略の実施ができたのである。分税制の導入によって、中央政府の財政収入源が確保でき、また中央政府のマクロ・コントロールや資源再配分の能力が強化された。それと同時に、地方政府の財政収入としての税源が明確にされ、その税収も以前より増加し、各地域経済を振興するための資金が確保できたので、それが各地域経済発展を大いに促進したと思われる。

金融システム改革においては、まず、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行という4大国有商業銀行をその本来の商業銀行の業務に集中させ、新たに設置された国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業發展銀行に政策的金融業務を担当させた。次に、1992年の大手国有企業への商業銀行の営業許可書の発行、1994年の外国金融機関の中国進出への規制の緩和による多数の外国金融機関の参入によって、中国の金融市場が以前より競争が激しくなったので、それは企業の資金調達に有利になったと思われる。国有企業改革においては、1993年3月に、改正された憲法によって、国家所有の企業を国営企業から国有企業へ名称が変更された。1994年に国有企業に現代企業制度が導入されたことによって、国有企業経営への行政の干渉、政府と企業の財産所有権関係の不明確などの問題が解決され、国有企業の経営効率を高めることができた。1994年に始まった外国為替管理体制の改革によって、中国では市場需給を反映する管理変動相場制および全国統一の為替市場が構築でき、特に經常取引における人民元の自由交換性を実現した。人民元の自由交換性の実

現は中国がすべての貿易外取引を含む（資本移転を目的としない）経常的な国際取引のための支払いなどに制限しないことおよび差別的通貨措置や多重為替相場制度をとらないことを意味する

鄧小平時代の後期には、一連の経済改革および全方位・多元的開放戦略の転換によって、1992-97年の間に、中国経済は平均して11%以上の高度成長ができ、1997年の1人当たりのGDPは1988年のその4倍以上に上ったのである。

1997年2月に鄧小平が死去し、それから2004年までの間は本当の江沢民時代になる。鄧小平不在の江沢民時代においては、中国の経済改革がどう変わったかを明らかにすることを次の研究課題としたい。

参考文献

日本語の参考文献

- 杉野明夫（1996）「中国農村改革と人民公社の終結」『立命館経済学』第44巻第6号，pp. 22-40。
- 川井伸一（1996）『中国企業改革の研究—国家・企業・従業員の関係—』中央経済社。
- 許海珠（1999）『中国国有企業改革の戦略的転換』晃洋書房。
- 呉敬璉（2007）『現代中国の経済改革』青木昌彦監訳・日野正子訳 NTT 出版株式会社。
- 劉家敏（2001）「中国の為替管理制度と人民元レートの決定」『調査リポート』第一勧銀総合研究所。
- 赤間弘・御船純・野呂国典（2002）「中国の為替制度について」『日本銀行調査月報』2002年5月号。
- 戴曉美（2012）「中国経済成長の原動力とその変化」『AIBS ジャーナル』No. 6，pp. 34-40。
- 山田七絵（2013）「中国「村」を理解する—共有資源管理を手掛かりに—」『アジアワールド・トレンド』No. 207，pp. 20-24。
- 藤鑑（2016）「中国の改革開放後における市場移行政策の展開」『岡山大学経済学会雑誌』第48巻第2号，pp. 169-184。
- 孟健軍（2017）「中国における財政制度改革に関する研究—中央と地方の関係の再構築に向けて」RIETI DISCUSSION Paper Series17-J-030。
- 河原昌一郎（2019）「中国の農村土地政策」農林水産政策研究所『「主要国農業戦略横断・総合」プロ資料』第9号，pp. 1-32。
- 李建平（2019）「中国の経済改革と私有企業の成長」『専修経営学論集』第107号，pp. 27-39。

中国語の参考文献

- 中国国務院（1979）「關於回復恢復中国農業銀行的通知」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1979）「關於擴大国营工業企業經營管理自主權的若干決定」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 田紀雲（1980）「論開源」『經濟研究』第7期，pp. 48-65。
- 中国共産党中央委員会・国務院（1983）「關於实行政社分開，建立鄉政府的通知」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1986）「關於深化企業改革，增強企業活力的若干規定」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1988）「關於地方实行財政包幹办法的決定」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 鄧啓鵬（1989）「完善企業承包制的新探索—重慶市实行「稅利分流，稅後承包，稅後還貸」改革試点情况簡介」『財政』第9期，pp. 27-29。
- 中国国務院（1993）「關於实行分稅制財政管理体制的決定」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1993）「關於金融体制改革的決定」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1993）「關於進一步改革外匯管理体制的通知」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 中国国務院（1994）「中華人民共和國外資金融機構管理條例」百度百科 <https://baike.baidu.com>
- 蘇明・王化文（2011）「中国財政体制改革研究」『經濟研究参考』第50期，pp. 2-22。
- 李盛婷（2016）「分配制度視域下人民公社解散緣由探析」『黑河學刊』Serial No. 228 No. 6，pp. 81-83。